

いちご一会とちぎ国体壬生町協賛取扱要項
(令和3年2月19日第2回常任委員会決定)

1 趣旨

この要項は、壬生町で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及びその競技別リハーサル大会（以下「国体等」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として国体等の広報啓発、歓迎装飾及び運営に係る物品、各競技会に必要な用具等について、いちご一会とちぎ国体壬生町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の申込は、「協賛申込書」（様式第1号）により行う。
- (2) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、「協賛受領書」（様式第2号）を協賛者に交付する。

4 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等に掲載することができる。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字・イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者名及び文字・イラスト等の表示方法について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛として受け入れられないもの

- (1) 国体等の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動にあたりと認められるもの。
- (5) その他実行委員会が適当でないとするもの。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、国体等の終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定める。